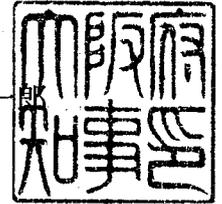


環 保 第 1393 号
平成 27 年 6 月 18 日

大阪府環境審議会
会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 松井 一 郎



瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

大阪湾を含む瀬戸内海的环境保全については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、国が、瀬戸内海的环境保全の目標や講ずべき施策等の基本的方向を示す瀬戸内海環境保全基本計画を策定し、大阪府を含む瀬戸内海関係13府県は、基本計画に基づき、各府県の区域で実施すべき施策について、瀬戸内海的环境の保全に関する府県計画を策定して、当該区域的环境保全に向けた取組みを進めてきたところです。

その結果、COD、窒素、りんに係る海域への流入負荷は着実に削減され、水質の改善が進んできましたが、大阪湾を含む一部の湾・灘では、依然として、CODに係る環境基準を達成していない地点があり、赤潮や貧酸素水塊が発生しています。また、生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性や、多様な魚介類が豊富にかつ持続して獲れる生物生産性等の新たな課題への対応も必要と指摘されています。

このため、平成27年2月に、瀬戸内海環境保全基本計画が全部変更されました。変更にあたっては、「豊かな瀬戸内海」を目指し、新たに、湾・灘ごと、季節ごとの地域の実情に応じたきめ細やかな水質管理や、水産資源の持続的な利用の確保といった観点が盛り込まれるとともに、計画の期間を概ね10年とし、施策の進捗状況について点検を行うこととされました。

つきましては、変更された瀬戸内海環境保全基本計画と大阪湾の状況を踏まえた、瀬戸内海的环境の保全に関する大阪府計画のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。